

寄居町教育大綱

令和4年度～令和8年度

令和3年12月

寄居町

目次

1 はじめに

- (1) 教育大綱の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- (2) 教育大綱の位置づけ・・・・・・・・・・・・ P 1
- (3) 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- (4) 教育大綱の対象期間・・・・・・・・・・・・ P 3
- (5) 教育大綱の決定日・・・・・・・・・・・・ P 3

2 教育大綱

- (1) 寄居町が目指す姿・・・・・・・・・・・・ P 4
- (2) 基本目標・・・・・・・・・・・・ P 5
- (3) 基本方針・・・・・・・・・・・・ P 6
- (4) 寄居町の基本理念・・・・・・・・・・・・ P 7
- (5) 基本理念に基づく5つの基本目標・・・・ P 7
- (6) 施策の体系・・・・・・・・・・・・ P 8

1 はじめに

(1) 教育大綱の趣旨

国は、政治的中立性、継続性及び安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化、地方に対する国の関与の見直し等教育委員会制度の抜本的な改革を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律¹の一部を改正（平成27年4月1日施行）しました。

この改正により地方公共団体の長は、教育基本法²第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌³し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱⁴を定めることとなりました。

寄居町では、平成27年度に地教行法第1条の4の規定に基づき設置した総合教育会議において、町長と教育委員会で協議・調整を行い、町の最上位計画である「第5次寄居町総合振興計画後期基本計画」を踏まえて「寄居町教育大綱（平成27年・28年度）」を策定いたしました。

そして平成29年2月には、新しいまちづくりの道しるべとなる「第6次寄居町総合振興計画基本構想及び前期基本計画」が策定されたことに伴い、「寄居町教育大綱（平成29年度～平成33年度）」を策定いたしました。

この度、「第6次寄居町総合振興計画後期基本計画」が策定されたことから、令和4年度を初年度とする新たな「寄居町教育大綱」を策定するものです。

(2) 教育大綱の位置づけ

教育大綱は、寄居町の総合的なまちづくりの指針として策定した「第6次寄居町総合振興計画基本構想及び後期基本計画」及び国の教育振興基本計画等を踏まえて、定めるものとします。

なお、個々の具体的な施策は、寄居町教育委員会において年度ごとに策定する「寄居町教育行政重点施策」に基づき、実施していきます。

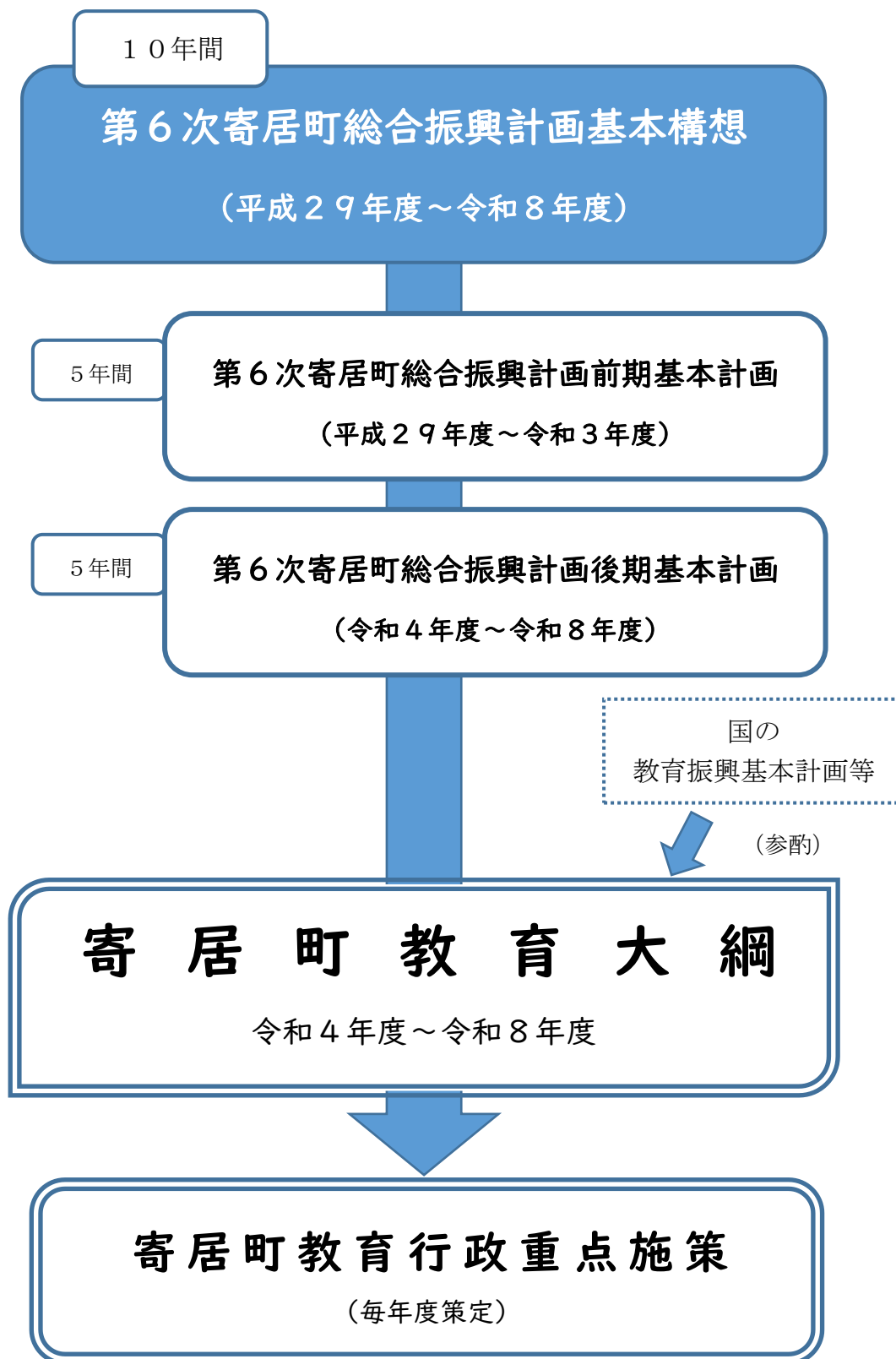
¹ 昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。

² 平成18年法律第120号。

³ 比べて参考にすることをいう。

⁴ 以下「教育大綱」という。

(3) 計画の体系



(4) 教育大綱の対象期間

対象期間は、「第6次寄居町総合振興計画後期基本計画」と整合性を図るため、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて寄居町総合教育会議において協議・調整を経た上で、教育大綱の内容の見直しを行うものとします。

(5) 教育大綱の決定日

令和3年12月24日 令和3年度第1回総合教育会議

2 教育大綱

(1) 寄居町が目指す姿

令和8年度に向かって、寄居町が目指す姿をひと言で表現する言葉

可能性^{むげんだい} ∞ 笑顔満タン よりいまち

※第6次寄居町総合振興計画基本構想で定めた将来像です。

この言葉には、次のような「決意」と「願い」が込められています。

「可能性^{むげんだい} ∞」であること

未来に向けて、町民一人ひとりが、自分らしくいきいきと活躍する無限の可能性を引き出せるまちを目指します。一人ひとりの活躍がひとの「輝き」を感じさせ、その輝きが寄居町の多様な魅力を照らして、磨いていきます。

私たちは、日々の暮らしや仕事、様々な学びや交流の中で、一人ひとりに秘められた可能性を花開かせていきます。

「笑顔満タン」であること

いつでも、どこでも、町民の笑顔に出会えるまちを目指します。また、町民の「笑顔」が大勢の人を呼び寄せ、町に訪れた人を「笑顔」にさせることで、活気と賑わいを育てていきます。

子供、若者、女性、高齢者、障害者などが実感を持てるポイントは、安心感、充実感、達成感、幸福感、親近感、満足感、躍動感など様々ですが、私たちは、すべての町民が、それぞれに“満タンの笑顔”を見せて暮らせるまちを育てていきます。

みんなでこの言葉を共有しながら、町民や地域団体、行政、民間事業者などの多彩な主体が一丸となってまちづくりを展開することで、世代を超えて住み続けられる持続可能なまちを育て、次の世代に引き継いでいきます。

(2) 基本目標

「第6次寄居町総合振興計画基本構想及び後期基本計画」に基づき、次の2つの目標の実現を図ります。

夢と創造力にあふれ

未来を拓く人を育むまち

子供がたくましく育つ環境、誰もが生涯を通して学び、自分らしさを活かして活躍できる環境を整え、自ら未来を切り拓くことのできる人を育むまちを目指します。

悠久の歴史と爽やかな自然の中で

豊かさを感じられるまち

豊かな自然と歴史・文化に親しめる環境を充実させることで、住んでいる人も訪れる人も心の豊かさを感じられるまちを目指します。

(3) 基本方針

寄居町が実施する施策・事業を立案する際は、次の2つの方針を重視して取り組みます。

成長と学びの環境の充実

学校教育、生涯学習、スポーツを通じた学びや体験、研鑽の中で、豊かな心や人間性、創造性を育み、一人ひとりが成長できる環境を充実させます。

歴史の継承、文化の振興

史跡や文化財など歴史資源の保護とともに、祭りや伝統行事を受け継ぎ、悠久の時を感じる歴史や文化的な豊かさを感じられるまちづくりを進めます。

(4) 寄居町の基本理念

先行き不透明、予測困難なこれからの時代を生き抜いていくには、何よりも主体的に社会に関わり、人々との交流を通じて、未来を切り拓いていく力が必要になります。

寄居町では、学校教育並びに生涯学習においては、主体的に学んでいくために、夢や目標を持ち、その実現に向けて挑戦していくことを尊重します。加えて、人々との交流を図る上で基盤となる心をはぐくむことの二点を重点とし、以下を基本理念として、寄居町の教育のより一層の充実を図ります。

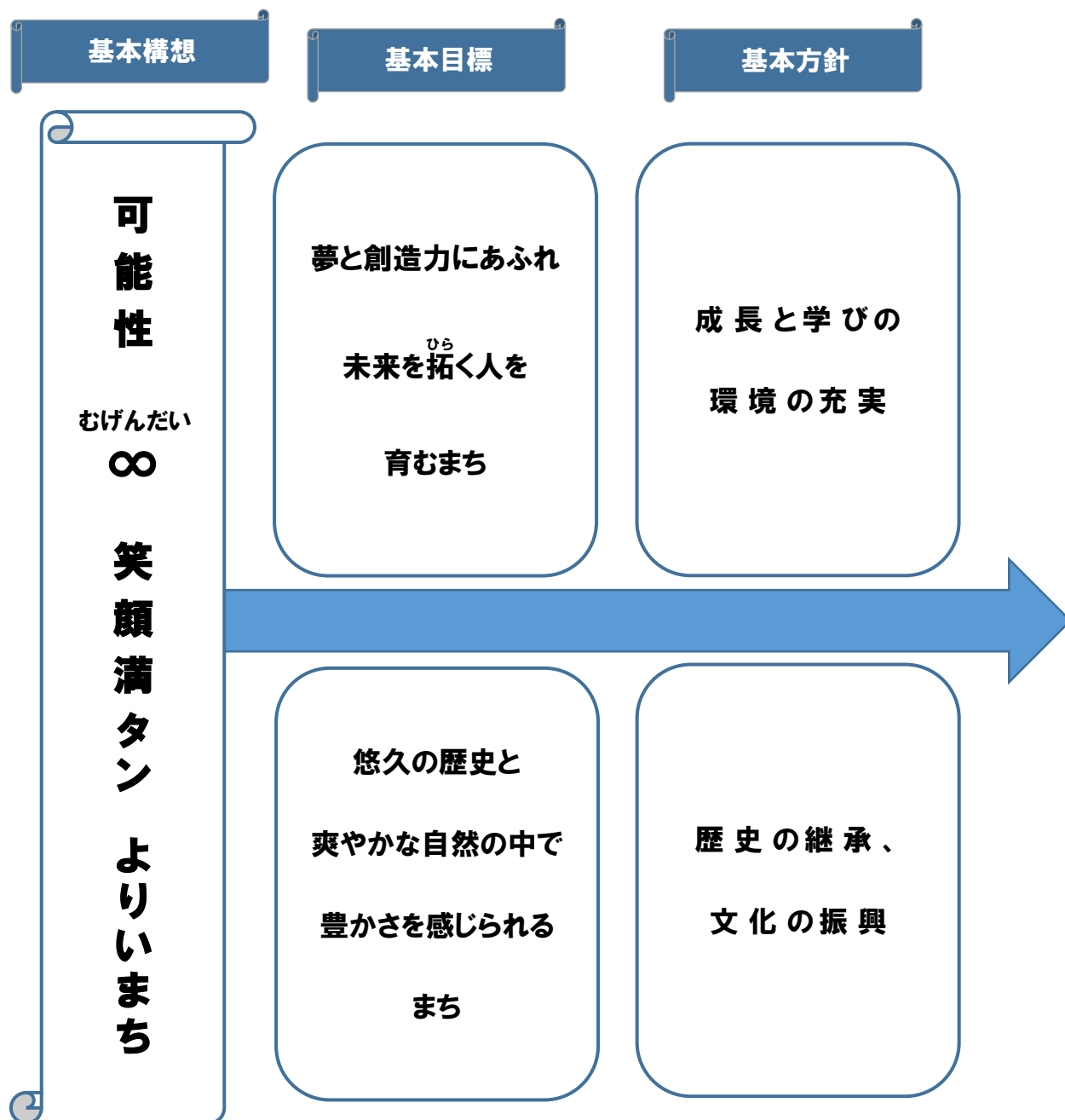
夢と心をはぐくみ

未来を^{ひら}拓く 寄居の教育

(5) 基本理念に基づく5つの基本目標

- I 未来を^{ひら}拓く確かな学力の育成**
- II 豊かな心と健やかな体の育成**
- III 教職員の資質向上と教育環境の充実**
- IV 家庭・地域の教育力の向上**
- V 生涯を通じた多様な学習活動とスポーツの推進**

(6) 施策の体系



教育基本理念

実施

夢と心をはぐくみ 未来を拓く^{ひら} 寄居の教育

寄居町教育行政重点施策

寄 居 町 総 務 課

〒369-1292

埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1

048-581-2121（代表）

<https://www.town.yorii.saitama.jp>